
一般社団法人北海道農業法人協会
第26回会員総会資料

令和3年2月26日（金）
札幌グランドホテル

一般社団法人北海道農業法人協会 第26回会員総会 議案第1号
令和2年度事業報告及び収支決算の承認について

別紙、令和2年度事業報告及び収支決算について承認を求める。

以上提出する。

令和3年 2月26日

一般社団法人北海道農業法人協会
代表理事会長 南 和孝

令和 2 年度 事業 報告

農業をめぐる情勢

令和 2 年のスタート早々、中国を発端とする新型コロナウイルス感染症の影響により世界が大きく変貌した。国内で最も早く感染の広まりをみせた北海道では 2 月 28 日に知事による緊急事態宣言が出され、4 月 7 日には関東、近畿、九州圏の 7 都府県を対象とする緊急事態宣言が出された。これにより国内での活動自粛が行われ、外食、観光、娯楽産業が軒並み営業を停止し、その他の様々な業種においてもインターネットを介したリモート活動に制限されるなど、社会活動全体が長期間に渡り停滞することとなった。感染防止対策が進んだことなどにより一時的に感染拡大の鈍化が見られたものの 10 月を過ぎ、第 2 波、第 3 波と見られる大幅な感染拡大が見られている。アメリカやイギリスなどではワクチンの接種が始まっているが、世界的に見ても未だ収束の状況は見通せていない。

農業においても影響は大きく、コメは外食での需要が大幅に落ち込んだことで、令和 3 年度は 32 万トンと大幅な減産が必要との試算もあり厳しい状況が見込まれている。インバウンドを含む観光客の取り込みに期待が寄せられていた畜産や果樹も落ち込みが大きく、いわゆる巣ごもり需要の開拓といった“新しい生活様式”に対応する取組みが求められている。

新型コロナウイルス感染症の影響は労働人材の面においても大きな影響を及ぼしている。世界各国で渡航制限が行われたことにより、外国人材の新たな入国ならびに出国が滞ることとなり、予定としていた労働力が確保できないケースがあった。その一方で宿泊業や観光業に従事していた人たちが休職となり、農業がその引受先となるケースも多く見られた。

これまで世界的な疫病の流行は、その時代の価値観を激変させ新しい文化を生み出す苗床となってきた。IT が最先端技術である現代では、パンデミックの経験により、より一層の IT の発達と普及が進もうとしており、新しい時代の鍵となるように見受けられるが、普遍的な産業である農業において大きな変化が見られるようになるのは少し先になるのかもしれない。しかし、グローバル化した現在、市場の動向や労働力の確保という点において農業も直接的な影響を受けることが自明であり、働き方や生活様式、加えて価値観までもが変わりつつある状況を受け止めていく事が求められる。

活動フラッシュ！

■第 25 回定期総会&農業法人経営セミナー 2020

令和 2 年 2 月 21 日（金）、ANA クラウンプラザホテル札幌にて、北海道農業法人協会第 25 回定期総会一般社団法人北海道農業法人協会会員総会ならびに北海道農業法人化等支援協議会共催による農業法人経営セミナー 2020 を開催いたしました。

定期総会では、令和元年度事業報告として一年間の活動報告を行った後、南会長より一般社団法人移行についての経緯について説明があり、事業報告と決算報告の承認を得て、任意団体として最後の総会を終了いたしました。

続いて、一般社団法人としての最初の総会を開催し、新理事・監事が承認された後、代表理事会長ならびに副会長、専務理事が選定され、『連携・協創・協力』を基本方針に活動を行っていくことが承認されました。また、独自の事務局維持と更なる会員サービスの向上の為に、会費を値上げすることについても承認されました。

農業法人経営セミナー2020 では、独自の視点で地域活性に関する様々な取り組みを実践されている株式会社 Kedama 代表取締役武田昌大氏をお招きし、『地方の活力と農業』をテーマに講演頂きました。新型コロナウイルスの発生により多くのキャンセルがあったものの、136 名が参加いたしました。地元秋田の衰退を見て起業に至った経緯や、地方を活性化させるためにどのように農業や地域コミュニティを巻き込んでいったかを実例上げて紹介いただきました。

さらにセミナーの後半では、令和元年度の北海道農業法人協会活動について、写真スライドを用いて、各種イベントに参加した役員が紹介し、新年度事業への参加を呼びかけました。

セミナー終了後には、農業者やサポーター会員のほか、農業関係機関や行政担当者が参加し懇親会が行われました。一般社団法人北海道農業法人協会の新理事ならびに監事紹介の後、日本政策金融公庫札幌支店農林水産事業森和志北海道地区副統括の発声により開宴し、生産者会員の食材を贅沢に使った料理が振舞われ、有意義な情報交換が会場各所で行われていました。



■連携活動

北海道・東北農業法人 WEEK

令和 2 年 11 月 19 日（木）、20 日（金）に、福島市において北海道・東北農業法人 WEEK2020in ふくしまが開催されました。今年の WEEK では旭化成株式会社元社長の蛭田史郎氏の基調講演「これからの経営者に求められるもの」と、有限会社まるせい果樹園の佐藤ゆきえ氏より「GAP を活かした経営」の事例発表が行われました。例年行われている農場視察は中止となりましたが、福島県協会のご尽力により、東京電力福島第一原子力発電所という大変貴重な場所の視察をさせていただきました。

■部会活動

酪農部会は令和 2 年 11 月 2 日（月）ホクレン会議室においてホクレンとの意見交換会を行いました。今回はホクレン副会長にも初めてご出席頂き、今後の北海道酪農の方向性や、生産者が安心して生産に取り組むことができる様にホクレンとしても今後一層の体制作りを進めること等が話し合われました。今回は「コロナ禍」ということで、部会からは三役対応とさせて頂き、ホクレンから西川新副会長、楠木酪農部長、山本生乳共販課長にご出席を頂きました。今後につきましては感染が落ち着き次第、全部会員の参加の元にホクレン副会長にもまたご参加頂き、意見交換会が出来る事を祈念し散会いたしました。

■セミナー事業の取組み

例年、セミナー・会合等を多く開催している時期に緊急事態宣言が出されたことにより、今年度のセミナー事業の多くを自粛することとなりました。12 月 2 日には第 3 回北海道次世代農業サミットを予定しておりましたが、急速な感染拡大を受け中止となりました。

のぶし経営塾 財務経理集中講座

令和2年11月19日（木）、20日（金）に、アンビシャスパートナーズの森下税理士を講師にお招きし、かでの2.7で開催されました。全道各地から農業者や普及センター職員合わせて14人が参加いたしました。テキストだけではなく実際に自社のデータを持参し、それを基に決算や経営分析について理解を深めました。参加者の約半数が複数年参加しており、今年のアンケートにもまた参加したいとの声が多くみられました。

1	11月2日	酪農に関するホクレンとの意見交換会	ホクレン酪農部
2	11月19,20日	農業経理・財務集中講座	アンビシャスパートナーズ 森下浩税理士
3	12月2日	第3回北海道次世代農業サミット	中止

■サポーター会員連携活動

弊社サポータークラブ会員である石屋製菓株式会社様が実施する若手職員派遣研修の取り組みに協力いたしました。

今回は、石屋製菓株式会社様の大切な若手社員をお預かりし、研修させて頂きました。これは、農場と実需者とを橋渡しして頂ける人材の育成でもあり、また受け入れ農場にとっては人材マネジメント力向上の良い機会となりました。

弊社理事を中心とした6会員の農場にて、6～10月に計63名の研修受入をいたしました。「想像の何倍も刺激的な研修でした。就農にまつわるお話がとても面白く印象に残っています」「生産者さんの思いや苦勞を知ることが出来ました。作っていただいた原料を無駄にしないようにしたい」などの感想を研修者から頂き、大変実りある取り組みであったように思います。

コロナの感染状況を鑑み規模を調整しつつ、来年度以降も継続的な取り組みとしていきたいと考えております。



会務・活動報告

1 会員（令和2年12月31日現在）

(1) 正会員：296 法人

＜令和2年度 入会会員＞ 17 会員

＜令和2年度 退会会員＞ 11 会員

(2) 賛助会員：3 法人

一般社団法人北海道農業会議 公益財団法人北海道農業公社 一般財団法人北海道農業企業化研究所

(3) 北海道農業サポータークラブ会員：67 社

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| 1. JA三井リース 株式会社 | 35. 日本農薬 株式会社 |
| 2. 株式会社 北海道銀行 | 36. 有限会社 北海道コーラル |
| 3. 株式会社 北洋銀行 | 37. 東北容器工業 株式会社 |
| 4. 株式会社 アグリドッグ | 38. 医療法人 共生会 川湯の森病院 |
| 5. 株式会社 ノマド | 39. ロイヤルインダストリーズ 株式会社 |
| 6. ピーエス 株式会社 | 40. 三井住友ファイナンス&リース 株式会社 |
| 7. 株式会社 北海道協同組合通信社 | 41. 共栄火災海上保険 株式会社 |
| 8. 明治飼糧 株式会社 道東支店 | 42. 株式会社 マネーフォワード |
| 9. 株式会社 北海道アルバイト情報社 | 43. 株式会社 ノースブランズ |
| 10. 株式会社 サングリーン太陽園 | 44. 十和田グリーンタフ・アグリイェンス 株式会社 |
| 11. 株式会社 丹波屋 | 45. 税理士法人 薄井会計 |
| 12. シンジェンタジャパン 株式会社 | 46. 株式会社 マイナビ |
| 13. 株式会社 ノザワ フラノ事業所 | 47. 日産化学 株式会社 |
| 14. 日本曹達 株式会社 | 48. 日本通運 株式会社 |
| 15. 税理士法人 池協会計事務所 | 49. 損害保険ジャパン 株式会社 |
| 16. 北海道日紅 株式会社 | 50. 税理士法人 小島会計 |
| 17. ファームエイジ 株式会社 | 51. 株式会社 安藤通商 |
| 18. 松田孝志税理士事務所 | 52. アンビシャス総合法律事務所 |
| 19. 菱中産業 株式会社 | 53. 株式会社 ワイザー総研 |
| 20. 株式会社 GB産業化設計 | 54. 一般財団法人 あんしん財団 |
| 21. オルテック・ジャパン 合同会社 | 55. SucSeed 株式会社 |
| 22. ホシザキ北海道 株式会社 | <u>(新年度会員)</u> |
| 23. 清和肥料工業 株式会社 | 56. 株式会社 大学農園 |
| 24. 株式会社 日の丸産業社 | 57. 日建リース工業株式会社東京支店 |
| 25. 税理士法人アンビシャス・パートナーズ | 58. 株式会社 ファーマリー |
| 26. 一般社団法人 農山漁村文化協会北海道支部 | 59. 株式会社 ハッシャダイファクトリー |
| 27. 株式会社 浜口微生物研究所 | 60. 株式会社 DMM Agri Innovation |
| 28. 株式会社 カナテック | 61. 石屋製菓 株式会社 |
| 29. 北海道信用農業協同組合連合会 | 62. 第一生命保険株式会社（斎藤） |
| 30. 農林中央金庫 札幌支店 | 63. 第一生命保険株式会社 札幌総合支社 |
| 31. 越浦パイプ 株式会社 | 64. 株式会社 トーモク |
| 32. 株式会社 コハタ | 65. ホクレン農業協同組合連合会 |
| 33. 株式会社NTTドコモ 北海道支社 | 66. 第一生命保険株式会社（岡崎） |
| 34. クミアイ化学工業 株式会社 | 67. 株式会社 愛農 |

2 会議の開催

(1) 総会及び法人経営セミナー

1) 第 25 回定期総会

- 開催日：令和 2 年 2 月 21 日（金）
- 場所：ANA クラウンプラザホテル札幌（札幌市中央区北 3 条西 1 丁目）
- 出席者：〔正会員〕 290 名中 46 名出席 委任状 110 通
- 協議事項：
 - 北海道農業法人協会
 - ：第 1 号議案「令和元年度事業報告並びに収支決算の承認について」
 - 一般社団法人北海道農業法人協会
 - ：第 1 号議案「理事・監事の選任について」
 - 第 2 号議案「令和 2 事業年度事業計画（案）並びに収支予算（案）の設定について」
 - 第 3 号議案「令和 2 事業年度会費の賦課および徴収方法等について」

2) 農業法人経営セミナー2020

- 講演：「地方の活力と農業」
- 講師：株式会社 Kedama 代表取締役 武田 昌大 氏
- 活動報告：「北海道農業法人協会活動について」
- 参加者：136 名

(2) 会長・副会長・事務局会議

1) 第 1 回

- 開催日：令和 2 年 3 月 11 日（水）
- 場所：北海道農業法人協会事務局（札幌市中央区南 1 条西 10 丁目 3 番地南一条道銀ビル 4 階）
- 協議事項：担当役員振分け、一般社団化・事務局体制、事業計画

2) 第 2 回

- 開催日：令和 2 年 7 月 15 日（水）
- 場所：北海道農業法人協会事務局（札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 4 マルホビル 8 階）
- 協議内容：第 3 回役員会協議事項

3) 第 3 回

- 開催日：令和 2 年 12 月 7 日（月）
- 場所：北海道農業法人協会事務局（札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 4 マルホビル 8 階）
- 協議内容：次年度事業計画

(3) 理事会

1) 第 1 回

- 開催日：令和 2 年 2 月 21 日（金）
- 場所：ANA クラウンプラザホテル札幌（札幌市中央区北 3 条西 1 丁目）

- 協議事項：議題1「代表理事等役員の選定について」
 - ・議題2「『会員会費・運営規程』の設定」
 - ・議題3「令和2年度事業計画並びに予算案の設定について」
 - ・議題4「令和2年度会費の徴収方法について」

2) 第2回

- 開催日：令和2年3月30日（月）
- 場所：かでの2・7 710会議室（札幌市中央区北2条西7丁目）
- 協議事項：議題1「規程類について」
 - ・議題2「事務所移転について」
 - ・議題3「令和2年度事業実施体制と事業計画について」

3) 第3回

- 開催日：令和2年6月1日（月）
- 場所：書面開催
- 協議事項：議題1「事務所移転について」
 - ・議題2「新規入会会員について」

4) 第4回

- 開催日：令和2年9月11日（金）
- 場所：北海道水産ビル 3S会議室（札幌市中央区北3条西7丁目）
- 協議事項：議題1「事業報告」
 - ・議題2「専務理事退任について」
 - ・議題3「事業計画について」

(4) 担当役員会

1) 次世代特別委員会

- 開催日：令和2年3月30日（月）
- 場所：かでの2・7 710会議室（札幌市中央区北2条西7丁目）

- 開催日：令和2年7月9日（木）
- 場所：リモート会議

- 開催日：令和2年7月21日（火）
- 場所：リモート会議

- 開催日：令和2年9月11日（金）
- 場所：北海道水産ビル 3S会議室（札幌市中央区北3条西7丁目）

2) 総会担当役員会

- 開催日：令和2年3月30日（月）

○場 所：かでの 2・7 710 会議室（札幌市中央区北 2 条西 7 丁目）

3 セミナー、研究会、地域ネットワーク活動

(1) のぶし経営塾等

1) 第 1 回のぶし経営塾「酪農に関するホクレンとの意見交換会」

○開 催 日：令和 2 年 11 月 2 日（月）

○場 所：ホクレンビル会議室（札幌市中央区北 4 条西 1 丁目）

○参 加 者：8 名

2) 第 2 回のぶし経営塾「農業経理・財務集中講座」

○開 催 日：令和 2 年 11 月 19 日（木）、20 日（金）

○場 所：かでの 2・7 920 会議室（札幌市中央区北 2 条西 7 丁目）

○参 加 者：14 名

(2) 地域ネットワーク活動

1) 上川管内農業法人ネットワーク「特別研修会」

○開 催 日：令和 2 年 10 月 19 日（月）

○場 所：アートホテル旭川（北海道旭川市 7 条通 6 丁目）

○講 演：「メイド・イン・ジャパンのこれからの事業展開」(株)オーシャン代表取締役 井上雅之 氏

2) 釧路農業法人会「女性のつどい」

○開 催 日：令和 2 年 7 月 20 日（月）

○場 所：夢工房（鶴居村幌呂）

○講 演：「酪農クイズに挑戦！」

4 交流活動

(1) 国内外交流研修会

1) 道内交流研修会：未開催

2) 国内交流研修会：未開催

3) 国外交流研修会：未開催

5 専門活動

(1) 酪農部会

1) 第 1 回のぶし経営塾「酪農に関するホクレンとの意見交換会」

○開 催 日：令和 2 年 11 月 2 日（月）

○場 所：ホクレンビル会議室（札幌市中央区北 4 条西 1 丁目）

○参 加 者：8 名

6 人材確保活動

(1) インドネシア農業系大学インターンシップ

i) インターンシップ受入（令和2年2月以降実績）

畑作会員 1社

酪農会員 6社

7 連携推進活動

(1) 公益社団法人日本農業法人協会

1) 次世代農業サミット

i) 第7回

○開催日：令和2年2月18日（火）

○場所：福岡国際会議場（福岡県福岡市博多区石城町2-1）

○セミナー：「新たなる物流革命」経産省、（公財）流通経済研究所、ヤマト運輸（株）、（株）物流革命
「海外への挑戦」（株）みやぎ農園、（株）くしまアオイファーム、（株）輓

2) 北海道・東北農業法人 WEEK2020in ふくしま

○開催日：令和2年11月19日（木）～20日（金）

○場所：ホテル福島グリーンパレス（福島市太田町13-53）

○内容：「これからの経営者に求められるもの」蛭田経営研究所 代表 蛭田史郎 氏
「利益を生み出す経営」（有）まるせい果樹園 佐藤 ゆきえ 氏

○視察：東京電力福島第一原子力発電所

3) 都道府県会長会議および担当者会議

i) 第22回都道府県会長会議

○開催日：令和2年6月23日（火）

○場所：リモート会議

(2) 行政機関・その他

1) 北海道農業・農村振興審議会

i) 第1回

○開催日：令和2年7月28日（火）

○場所：TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前（札幌市中央区北4条西6丁目）

第2回

○開催日：令和2年10月28日（水）

○場所：会議・研修施設ACU-A（札幌市中央区北4条西5丁目）

2) 農業経営サポート事業

i) 北海道農業法人等支援連絡会議臨時総会

令和2年度第1回

○開催日：令和2年3月24日（火）

○場 所：書面開催

ii) 北海道農業法人化等支援協議会経営戦略会議

令和元年度第18回

○開催日：令和2年2月7日（金）

○場 所：かでの2・7 550 会議室（札幌市中央区北2条西7丁目）

令和元年度第19回

○開催日：令和2年2月27日（木）

○場 所：かでの2・7 550 会議室（札幌市中央区北2条西7丁目）

iii) 農業経営相談所戦略会議

令和2年度第1回

○開催日：令和2年7月27日（月）

○場 所：(公社)北海道農業公社 5階会議室（札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル）

令和2年度第2回

○開催日：令和2年8月18日（火）

○場 所：(公社)北海道農業公社 5階会議室（札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル）

令和2年度第3回

○開催日：令和2年8月31日（月）

○場 所：(公社)北海道農業公社 5階会議室（札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル）

令和2年度第4回

○開催日：令和2年9月15日（火）

○場 所：書面開催

令和2年度第5回

○開催日：令和2年9月29日（火）

○場 所：(公社)北海道農業公社 5階会議室（札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル）

令和2年度第6回

○開催日：令和2年10月13日（月）

○場 所：(公社)北海道農業公社 5階会議室（札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル）

令和2年度第7回

○開催日：令和2年10月27日（火）

○場 所：(公社)北海道農業公社 5階会議室（札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル）

令和2年度第8回

○開催日：令和2年11月10日（火）

○場 所：(公社)北海道農業公社 5階会議室（札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル）

令和2年度第9回

○開催日：令和2年11月25日（水）

○場 所：(公社)北海道農業公社 5階会議室（札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル）

令和2年度第10回

○開催日：令和2年12月10日（木）

○場 所：(公社)北海道農業公社 5階会議室（札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル）

令和2年度第11回

○開催日：令和2年12月23日（水）

○場所：（公社）北海道農業公社 5階会議室（札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル）

(3) 事業協賛

1) 第40回グラスファーマーミングスクール

『ワンランク上の牧場経営』 ゲーム感覚でマネジメントスキルを身につける！

○開催日：2020年11月25日（水） 13:00～

○場所：オンライン開催

○講演プログラム：『今、何故グラスフェッドなのか？』 小谷栄二（創地農業21代表）

『利益が見える！MQ会計基本講座』 伊藤建次（PMC（株）コンサルタント）

『利益が見える！MQ会計実践講座』 中野大樹（（株）中野牧場代表）・伊藤建次

『BAKE社の取り組みと今後』 長沼真太郎（（株）COC代表取締役）

『フェイクミートに関する海外事例』 千葉啓介（（株）COC）

(4) 事業後援、協力

1) 第9回女性農業者のための農業経営基礎セミナーin札幌

○開催日：令和2年1月16日（木）、1月17日（金）、2月17日（月）、2月18日（火）、

○場所：中小企業基盤整備機構北海道本部大会議室（札幌市中央区北2条西1丁目）

○主催：中小企業基盤整備機構北海道

令和 2 年 収 支 決 算

自 令和 2年 2月 1日
至 令和 2年1 2月 3 1日

貸借対照表			
令和 2年 12月 31日 現在			
(単位：円)			
科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	12,198,862	0	12,198,862
未収金	1,070,000	0	1,070,000
流動資産合計	13,268,862	0	13,268,862
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計			
固定資産合計	0	0	0
資産合計	13,268,862	0	13,268,862
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	343,486	0	0
未払費用	0	0	0
前受金	343,000	0	0
流動負債合計	686,486	0	0
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	686,486	0	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0		
2. 一般正味財産	12,582,376	0	0
正味財産合計	12,582,376	0	0
負債及び正味財産合計	13,268,862	0	0

※未収金は未納会員、または納入せず退会した会員の会費です

正味財産増減計算書

令和2年2月1日 から令和2年12月31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費			
正会員受取会費	9,150,000		9,150,000
賛助会員受取会費	300,000		300,000
HSC会員受取会費	3,800,000		3,800,000
補助金収入			0
民間助成金収益	1,400,899		1,400,899
雑収益			0
受取利息			0
雑収益	454,001		454,001
寄付金収益			0
経常収益計	15,104,900	0	15,104,900
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	688,000		688,000
給料	1,675,307		1,675,307
福利厚生費	13,548		13,548
会議費	553,388		553,388
旅費交通費	698,334		698,334
消耗印刷備品費	652,098		652,098
賃借料	86,400		86,400
諸謝金	75,460		75,460
支払負担金	60,000		60,000
支払助成金	110,000		110,000
雑費	171,362	0	171,362
事業費計	4,783,898	0	4,783,898
管理費			
役員報酬	172,000		172,000
給料手当	418,827		418,827
福利厚生費	3,387		3,387
会議費	138,347		138,347
旅費交通費	174,583		174,583
通信運搬費	706,558		706,558
消耗印刷備品費	163,025		163,025
光熱水料費	12,652		12,652
賃借料	21,600		21,600
租税公課	43,850		43,850
支払負担金	15,000		15,000
委託費	128,116		128,116
雑費	42,841		42,841
管理費計	2,040,785	0	2,040,785
経常費用計	6,824,683	0	6,824,683
評価損益等調整前当期経常増減額	8,280,217	0	8,280,217
当期経常増減額	8,280,217	0	8,280,217
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	8,280,217	0	8,280,217
当期一般正味財産増減額	8,280,217	0	8,280,217
一般正味財産期首残高	4,302,159		0
一般正味財産期末残高	12,582,376	0	8,280,217
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	12,582,376	0	8,280,217

監査報告

令和2年度一般社団法人北海道農業法人協会の会計収支について、その内容を監査した結果、その使途、帳簿、証拠書類等、適正であると認める。

令和3年 1月25日

監事

有限会社 村澤農園

村澤 克巳



監事

農事組合法人 シレットコイオン生産組合

弦間 秀子



一般社団法人北海道農業法人協会 会員総会 議案第2号
令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）の設定について

別紙、令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）について決定を求める。

以上提出する。

令和3年 2月26日

一般社団法人北海道農業法人協会
代表理事会長 南 和孝

令和3年度事業計画(案)

1 新年度事業の基本方針

T P P 1 1、E P A等の経済連携協定等の発効に伴うグローバル化の一層の進展、持続可能な開発目標（SDG s）に対する国内外の関心の高まり等、農業を取り巻く経済環境は新たな時代へのステージを迎えています。また、頻発する自然災害、鳥獣被害などが、生産現場に深刻な影響を与えるとともに、新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威による経済活動への影響が懸念されます。

この為、なお一層の経営力の向上が求められるとともに、ロボット、AI等革新的技術の導入も必要不可欠であり、これらに対応する活動の推進を図り、経営課題の解決や担い手の育成など、積極性のある組織活動の充実が求められることから、各関係機関と情報交換、連携を図り活発な活動を取り進めていきます。また、農業組織団体として公益的な役割を果たすとともに北海道農業のより一層の発展に寄与して行きます。

なお、令和3年度においても新型コロナウイルス感染が続くことが予想されることから、感染拡大防止対策を講じたうえで各種会議・研修会を開催するものとします。

(1) 経営の強化に資する研修機会の提供と経営サポート

個々の法人や地域が抱える組織・人材・資金・コンプライアンスなど、日々直面する経営課題に対し、担い手の育成や新たなビジネス機会に関する知識習得、将来的な経営方針を決定する上で必要な経営環境に対する情報提供及び事業継承、会員の経営改善、意欲向上につながる効果的な研修機会を提供する。また、北海道農業経営相談所との連携による専門家派遣を積極的に利用し会員の経営サポートを図る。

(2) 人材の発掘・育成

関係機関と連携しながら、これからの農業に不可欠なスキルを有する人材の発掘やマッチング機能の強化を図る。また、就農者の決断の後押しに求められる雇用環境の整備への気運を高めるとともに、引き続き各種支援施策の活用を図り、着実な雇用の促進を図る。さらに、担い手、社員にも、教育・研修の場を提供し、モチベーションの向上により経営発展に寄与できるようにしていく。

(3) 会員ニーズに対応した情報の提供、共有、政策発信

農業や地域の創生に向けた地域ネットワークの活動を支援し、役員が中心となって各地域、業種に応じた会員法人の運営実務の実態を把握する。個々の関心や進度に応じて無理なく参加できる段階的な参加ステージを考慮し、オンラインを活用したりリモート研修の実施、関係機関やサポータークラブ会員などと連携し円滑で開かれた活動環境を実現する。さらに、消費者、関係機関との信頼関係向上を図り、必要な政策提言を協議し、要求実現を目指す。

(4) 女性の社会参画で地方創生

農業女性が、農村、農業、食を守り地域住民や消費者とのつながりを豊かに育み、生産する生活者として果たしている役割を正に評価し、女性の発想、視点を地域の核となるべき会員

法人の経営や地域運営に反映させ、農業に新しい風を吹き込むために女性の活動の場を整える。

(5) 全国レベルでの交流と連携

会員各員の今後の事業展開の糧となるべく、全国各地の多様な経営体との交流を推進する。

(6) 組織づくりと会員拡大

道内の農業法人の中には協会の存在や取組を知らない法人も多く、道庁、農業協同組合組織等、各地域の行政機関や任意法人組織、サポーター企業会員と連携し積極的なPRに努める。各地域の任意法人組織については、農業や地域の創生に向けた地域ネットワークの活動として支援をすると共に当会の地域支部としての役割を整理する。これにより会員の新規入会を促進し、組織を拡充する。

2 事業計画

(1) 会議の実施

1) 会員総会ならびに農業法人経営セミナー2021の実施

総会とともに年に一度、全道から会員が一堂に会するこの機会を生かし、学識者、企業経営者等から今後の農業経営に求められる経営手法に関する研鑽を図る。

2) 理事会ならびに担当活動の実施

理事会等での決定事項や外部からの要請事項への対処のほか、会員が求める情報にきめ細かな対応を図るため、理事及び会員有志の希望による「担当制」による運営を行う。

イ) 会長・副会長会議の開催	随時
ロ) 理事会の開催	年3回以上
ハ) 担当役員会の開催	随時
二) 監事会の開催	年1回

(2) セミナー&イベント活動

1) のぶし経営塾の展開

農業政策に対する情報や経営の土台部分に相当する問題（財務、人事労務、法務等）、また、6次産業化を含む技術、マーケティング、組織管理、リスク管理、経営継承、地域問題に加え、将来的な北海道農業を取り巻くエネルギー資源に対する課題、輸出を含む海外展開など、会員が抱えるあらゆる問題や北海道農業の展望に対して課題を共有し、解決のヒントを探る研修会や会員が運営する農場への現地視察を実施する。

2) 北海道次世代農業サミット

若手経営者や次世代の担い手候補が情報交換し、切磋琢磨し合える場の提供を行う。また、イベントを通じ、若い世代の会員の協会活動参加を促す。

3) 地域の法人ネットワークへの協力

内外のネットワークを活用し、会員の派遣による地域法人交流等への支援、サポーター企業との交流促進、その他、会員はもとより地域や法人グループのニーズに応える各種勉強会等の開催に対して協力を行う。

- イ) 各地域ブロック単位での法人交流を図る「法人セミナー」の開催（各所）
- ロ) 各地域でのネットワーク化に対する活動への協力

（３）交流活動の展開

1) 道内・国内・海外視察交流会の実施

会員経営者や従業員の懇親を深めるとともに、領域にとらわれず、北海道農業の将来に参考となりうる国内外の状況について学ぶ。

（４）専門活動の展開

1) 女性参画活動の実施

女性が参加しやすい組織であるために必要な事項を協議し、女性の発想、視点を取り入れた組織運営、さらにはそれらの効果を各会員法人の経営に反映させていくための活動を関連団体との連携を取りながら実施する。

2) 外国人雇用専門委員会

労働力不足に対し改正入管法が成立し、農業についても受入対象の業種に加えられたことを踏まえ、外国人就労ならびに外国人技能実習制度に関する研究、意見を取りまとめるべく活動を実施する。

3) 業種別部会の活動

各業種がそれぞれに抱える特徴的な業種別の課題を共有化し解決を図るため、すでに活動を行っている酪農部会や水田部会の様な業種別の部会活動を推進する。

（５）人材確保・育成活動の実施

1) 担い手の育成強化

農業経営者の育成は大きな課題であり、企業的経営者の集まりである協会が果たすべき期待も大きい。当協会として各会員が指定する担い手を経営者としての育成する仕組みを構築し、各研修会への参加費補助や交流会の実施などを行う。また、後継者やリーダー候補となる従業員を農業生産や人材管理、流通販売など農業経営における各分野において先進的な取り組みを実践している農場にインターンシップ生として研修できる制度を整備する。

2) 人材確保活動へのサポート

イ) 会員の人材確保に向け、「新・農業人フェア」等へのブース出展や出稿等のリクルート活動に対し助成を行う。

ロ) 北海道農業担い手育成センターと連携し、農業法人の求人調査を実施するとともに、大学、専門学校等の教育機関ならびに求人業務を手掛けるサポータークラブ会員との連携により、農業を目指す多様なスキルを有する人材の発掘や、法人情報や現地確認の機

会を提供し、農場側のニーズを踏まえたマッチングを促進する。

ハ) 全国農業会議所や日本農業法人協会が実施するインターンシップ制度を活用しつつ、道内大学や協団法人、地域と連携した独自展開を検討し、意欲ある学生が農業やアグリビジネスを研修できる環境を整備する。

二) 在インドネシア農業系大学と会員との三者協定を結び、インターンシップを単位認定した大学からの学生を受け入れることで、意欲がある学生が、北海道の農業やアグリビジネスを研修することを支援する。

(6) 組織・情報基盤の整備・充実

1) 協会活動の発信

各種会議や研修活動、経営情報等を周知する。ホームページに会員限定でセミナー等の動画を掲載して情報発行するとともに、新聞や雑誌などの媒体の協力も得ながら積極的な“見える化”の推進を図る。

また、会員へ情報提供方法の最適化し一層の情報伝達を実現するため、従来から実施しているFAXや郵送による情報提供のほか、メール環境にない会員法人に働きかけ、メールアドレス（自分のメールアドレス）の取得やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用方法の周知・徹底を図る。

2) 新規会員入会の促進

一連の法人研修や経営課題解決に向けた相談体制の充実や北海道農業会議をはじめとする行政機関などを通じた幅広いPR活動により、新規会員の入会を強力に推進していく。また、北海道農業の活性化に意欲ある企業へのPRを進め、サポータークラブ会員への加入を図る。

3) サポータークラブ会員との交流

連携を促進し、農業経営基盤に不可欠な人脈形成やノウハウ・資金の誘導を図るとともに、ビジネス開発などにつながる対話や情報取得にも積極的に取り組む。

(7) 連携の推進

1) 行政や関係機関等との連携推進

北海道農業再生協議会の会員活動や北海道農業経営相談所の活動に加え、政策、制度、助成、マーケティング情報等の多様な情報の安定的な取得に向け、国や道、関係機関等との連携を図り、イベントに対する共催・後援・協力を行う。

また、農業の基層をなす農協系統との情報交換を通じ、地域における法人経営の支援や安定化に資する環境づくりを促進する。

2) 公益社団法人日本農業法人協会との連携推進

公益社団法人日本農業法人協会の支部として、北海道では入手困難な情報の収集や国への政策提言、全国の農業経営者との交流を行う。そして、当協会会員のより一層の経営向上や革新を促進する。

令和 3 事業年度収支予算 (案)

1. 正味財産増減計算書

令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日 (単位: 円)

大 科 目	中 科 目	予 算	内 訳	適 用
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
1) 受取会費				
	正会員受取会費	8,880,000		3万円×296会員
	賛助会員受取会費	300,000		10万円×3会員
	HSC会員受取会費	3,000,000		5万円×60会員
2) 補助金収入				
	民間助成金収益	3,350,000		政策金融公庫・HAL財団
	交通費助成	100,000		事務局会議出席日本より助成
3) 雑収益				
	受取利息	0		
	セミナー事業収益	1,400,000		総会交流会
			1,050,000	次世代サミット参加費
			300,000	財務集中参加費
			50,000	その他女性の会等
	雑収益	0		
	広告収入	1,500,000		HPバナー広告収入
	経常収益計	18,530,000		
(2) 経常費用				
1) 事業費				
	役員報酬	1,680,000		専務理事報酬
	給料手当	4,900,000		事務員人件費
	福利厚生費	400,000		
	オンライン推進活動費	415,000		オンライン会議・セミナー・設備強化費
	酪農部会活動費	150,000		
	水田部会活動費	150,000		
	情報活動費	500,000	100,000	新農業人フェア等出展補助
			100,000	協会広告推進
			300,000	協会名簿更新
	連携推進費	420,000		地域ネット
	セミナー活動費	5,500,000	350,000	財務集中
			100,000	総会セミナー
			200,000	女性の会
			3,850,000	次世代サミット
			300,000	事業継承セミナー
			500,000	国内外視察交流会
			200,000	振込手数料他
	事業費計	14,115,000		
2) 管理費				
	通信運搬費	600,000		通信・配送・ネットバンク等
	会議費	1,900,000	1,300,000	950,000 総会会場費
				350,000 総会資料作成
			600,000	理事会交通費・会場費
	旅費交通費	700,000		全国事務局会議出席
	消耗印刷備品費	320,000		事務備品・冊子購読料
	光熱水料費	0		
	賃借料	140,000		事務所賃借料
	租税公課	70,000		
	支払い負担金	75,000		
	委託	610,000		一斉送付手数料・会計事務所
	管理費計	4,415,000		
	経常費用計	18,530,000		
	当期経常増減額	0		
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
	経常外収益計			
(2) 経常外費用				
	経常外費用計			
	当期経常外増減額			
	税引前当期一般正味財産増減額	0		
	当期一般正味財産増減額	0		
	一般正味財産期首残高	12,582,376		前期繰り越し
	一般正味財産期末残高	12,582,376		
II 指定正味財産増減の部				
	当期指定正味財産増減額			
	指定正味財産期首残高			
	指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高		12,582,376		

一般社団法人北海道農業法人協会 会員総会 議案第3号
令和3年度会費の賦課及び徴収方法について

別紙、令和3年度会費の賦課及び徴収方法について決定を求める。

以上提出する。

令和3年 2月26日

一般社団法人 北海道農業法人協会
代表理事会長 南 和孝

令和3年度会費の賦課及び徴収方法

1. 会費

(1) 正会員	年会費	30,000円
正会員（新規就農）	年会費	10,000円
(2) 賛助会員	年会費	100,000円
(3) サポータークラブ会員	年会費	50,000円/口

2. 賦課対象会員

全会員とする。ただし、11月1日以降に入会した新規会員は、その年次の会費について免除とする。

3. 会費振込先

- (1) 納入期日 令和3年5月31日
- (2) 振込手数料 会員の負担とする。
- (3) 取扱金融機関

■ゆうちょ銀行

口座番号 02760-8-100360

一般社団法人北海道農業法人協会

※請求書とともに郵便払込用紙を同封する。

ゆうちょ銀行に他の金融機関からの振込用口座番号

店番号 279

当座 口座番号 0100360

■北海道信用農業協同組合連合会 本所

金融機関番号・店舗番号 3001-820

普通 口座番号 1426306

一般社団法人北海道農業法人協会 会長 南 和孝

定款内容変更について

別紙、令和3年度定款内容変更について決定を求める。

第3章 会員

第11条（会員資格の喪失）

会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

変更前：(1) 第8条の支払い義務を4年以上履行しなかったとき

変更後：(1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき

以上提出する。

令和3年 2月26日

一般社団法人 北海道農業法人協会
代表理事会長 南 和孝

正会員

(令和2年12月31日現在)

有限会社 池田種苗園	有限会社 山下農場	株式会社 Windate
株式会社 フラワーファーム大花園	有限会社 加藤農場	桜農園
株式会社 アド・ワン・ファーム	合同会社 宮田農園	有限会社 レークヒル牧場
農処 kakeru	有限会社 高嶋農場	有限会社 北翔産業
株式会社 町村農場	有限会社 岩瀬牧場	有限会社 ファームアグリエイト
株式会社 輝楽里	株式会社 NAKAMICHIFARM	有限会社 坂瓜果樹園
Ambitious Farm 株式会社	有限会社 ファームみらい	岩倉観光果樹園
株式会社 Kalm 角山	有限会社 村澤農園	有限会社 ミナミアグリシステム
有限会社 余湖農園	株式会社 あゆみ農園	有限会社 清水農園
有限会社 中央園芸	有限会社 菅原農場	有限会社 北海道種鶏農場
株式会社 箱根牧場	有限会社 豊作会農園	白老和牛王国上村牧場 株式会社
株式会社 けーあいファーム	有限会社 丸勝農場	有限会社 金川牧場
株式会社 あしだファーム	有限会社 松村農場	有限会社 瑞穂農場
有限会社 ゆうきの里	有限会社 天恵農場	株式会社 杉山牧場
株式会社 リーフファーム	有限会社 ファームキトラ	株式会社 渡辺農場
有限会社 浅野農場	農事組合法人 駒谷農場	有限会社 美宇農場
上田農場 有限会社	有限会社 牧野農場	有限会社 FC コミュニケーション
有限会社 大塚農場	有限会社 酒井農場	株式会社 北王よいち
高橋農産	有限会社 吉田農場	山本果樹園 株式会社
有限会社 当別ひろがりファーム	The 北海道ファーム 株式会社	中野ファーム 株式会社
有限会社 ひな田屋	有限会社 湯地の丘 自然農園	有限会社 金井ファーム
新篠津つちから農場 株式会社	有限会社 粒里	農事組合法人 明豊農場
有限会社 大塚ファーム	有限会社 後藤農園	合同会社 共和町びかいちファーム
有限会社 なんぼろ風蔵	有限会社 フューチャー	有限会社 ファームトピア
有限会社 豊夢	株式会社 アライブ	株式会社 黒川農場
有限会社 NOAH	有限会社 ビンネファーム	有限会社 サン・ファーム
株式会社 響	有限会社 川越農場	有限会社 川原種苗
有限会社 大澤ファーム	株式会社 竜西農場	株式会社 グリーンサム双葉
有限会社 あきよしファーム	有限会社 ファームトゥモロウ	株式会社 まつはしファーム
有限会社 市川農場	農事組合法人 産栄舎農場	有限会社 グリーンファーム笹原
有限会社 神尾農豊園	株式会社 マルシメおぬき	有限会社 ふなば農場
有限会社 毛陽農産	株式会社 風のがっこう	農事組合法人 蒔田農場

有限会社 黎明農場	有限会社 菅原クリーンファーム	株式会社 ベジナ中村農園
有限会社 東條産業	農事組合法人 伏古生産組合	有限会社 中藪農園
有限会社 原田産業	農事組合法人 大雪牧場	有限会社 和田農園
アオキアグリシステム 有限会社	農事組合法人 豊原生産組合	株式会社 ファーム宮本
株式会社 アームズ コンサルタンツ	有限会社 阿部養鶏場	有限会社 本田農場
株式会社 アグリ前田	有限会社 松岡牧場	有限会社 新村牧場
株式会社 hatake conscious	株式会社 丸巳	事業協同組合 チホク会
株式会社 グリーニアースファーム	有限会社 松家農園	山田牧場
ソーシャル・エージェンシー 株式会社	農事組合法人 柏台生産組合	有限会社 井尾農場
株式会社 北斗ファーム	農事組合法人 丘の里ヘルシーファーム	有限会社 川口牧場
高坂農園	あさひファーム 有限会社	有限会社 西上加納農場
株式会社 Kokoro エンタープライズ	農事組合法人 美馬牛ファーム	有限会社 大木牧場
有限会社 グリーンハウス川尻	株式会社 ファームズ千代田	有限会社 ドリームヒル
田原 隆行	有限会社 N Kファーム	有限会社 十勝しんむら牧場
農事組合法人 びりかファーム	有限責任事業組合富良野すばるの里	菅原牧場
伊藤 幸作	株式会社 ヘその国から	株式会社 サンクローバー
株式会社 谷口農場	有限会社 藤井牧場	合同会社 糸島
荒川ファーム	株式会社 SALICS DAIRY	有限会社 白樺牧場
有限会社 コントラクター旭川	有限会社 北幸農園	農事組合法人 西上経営組合
株式会社 うけがわファームDEN-EN	株式会社 坂口農産	株式会社 大平畜産工業
斎藤 雅紀	佐藤ファーム	松浦 聡
有限会社 西神楽夢民村	寺坂農園 株式会社	株式会社 大野ファーム
小沼 健一	農事組合法人 安井農園	有限会社 尾藤農産
有限会社 東和農場	有限会社 さとう緑園	有限会社 北海ファーム三和
有限会社 大和納華	有限会社 中一産業	有限会社 鈴鹿農園
有限会社 中多寄農場	有限会社 無限樹	ダイヤモンド十勝 株式会社
有限会社 三栄アグリ	農事組合法人 瞭陽農場	鈴木畜産
かわにしのお丘しずお農場株式会社	有限会社 緑進	中札内村農業法人協議会
有限会社ファミリーファーム夏井	株式会社 広田牧場	有限会社 友夢牧場
株式会社もち米の里ふうれん特産館	合同会社 ファーム和楽	有限会社日本酪農清水町協同農場
有限会社 東野農園	ヨシダファーム 有限会社	有限会社 メロディーファーム
有限会社 稲華屋	有限会社 浜頓別エバーグリーン	有限会社 吉野牧場
農事組合法人 央輪生産組合	有限会社 北の大地	有限会社 コスモス
株式会社 東神楽温室園芸	有限会社 さくら牧場	有限会社 田口畜産
有限会社 平野ファーム	畑中牧場	有限会社 メニフィールド デイリーファーム
有限会社 当麻グリーンライフ	有限会社 C F T	有限会社 渡邊牧場

有限会社 北海道ホープランド	株式会社 鈴久名牧場	有限会社 トップアグリ
農事組合法人 Jリード	株式会社 INFINI	有限会社 木樋桃源ファーム
株式会社 豊頃中央農場	有限会社 北翔農場	有限会社 すばる
株式会社 よつ葉牧場	有限会社 伊藤畜産	北海道興農事業協同組合
前田農産食品 株式会社	有限会社 鹿毛牧場	株式会社 希来里ファーム
有限会社 山田牧場	農事組合法人 ヤマキ'シズ'ム生活北海	農事組合法人 シルトコイソ生産組合
株式会社 ひかり牧場	道別海実顕地	株式会社 シルトコハタファーム
有限会社 南部育成牧場	有限会社 WAHEI	株式会社 前中牧場
有限会社 山田ファーム	株式会社 やんべ牧場	有限会社 大出農場
有限会社 山下育成牧場	有限会社 中山農場	有限会社 北方菜
有限会社 ユウタリファーム	有限会社 伏見牧場	有限会社 瀬口農産
農事組合法人 日昭牧場	株式会社 デーリィファーム宮坂	株式会社 トップファーム
有限会社 大石農産	有限会社 エスエルシー	有限会社 社名渚みどり牧場
有限会社 半田ファーム	有限会社 ジェイファームシマザキ	遠藤 政宏
株式会社 サンエイ牧場	株式会社 別海ミルクワールド	有限会社 協和牧場
有限会社 夢がいっぱい牧場	株式会社 ちえのわ	有限会社 トゥリアム・オカダ・ファーム
株式会社 J-Pro コントラクトファーム	牛蔵ふぁーむながの	えづらファーム
有限会社 ミックランデーリィ	株式会社 ミッション	有限会社 あかおにファーマーミング
五十嵐 浩二	農事組合法人 西竹牧野組合	有限会社 井上牧場
株式会社 アイザックス	有限会社 希望農場	株式会社 グリーンヴァレー
有限会社 サンライズ	有限会社 竹下牧場	有限会社 バインランドデーリィ
株式会社 チャレンジUP ランド	有限会社 影山ファーム	有限会社 富田ファーム
株式会社 光農産業	有限会社 デイリーファームシモシ	株式会社 笹岡牧場
有限会社 阿寒グリーンヒルファーム	有限会社 牧野産業	
有限会社 仁成ファーム	株式会社 森谷ファーム	
アベファーム 有限会社	農事組合法人 井上農場	
株式会社 アグウェイ	農事組合法人 卯原内酪農生産組合	
有限会社 めぐみ	農事組合法人 石川第1組合	
有限会社 トミーランド	農事組合法人 能取湖畔酪農生産組合	
有限会社 協栄農場	有限会社 合田農場	
有限会社 鈴木農場	有限会社 アグリオホーツク	
有限会社 鶴翔	岸 春夫	
農事組合法人 清和農場	有限会社 厚海産業	
株式会社 伊藤デイリー	有限会社 遠藤産業	
株式会社 A-RANCH	有限会社 石原農場	
柏木牧場	有限会社 アグリテック	計 296 会員

定 款

一般社団法人 北海道農業法人協会

令和2年1月6日

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人 北海道農業法人協会と称する。

第2条 (主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

当法人は、北海道において意欲的で計画的に経営改善に取り組む会員が、相互の連絡・協調や情報交換等を通じて経営の発展を図り、または自主的研鑽や異業種企業等との交流で先端技術の活用・新規事業の開発等を進め、さらに会員共同による新規参入者の受入等の事業展開へ協力し、あるいは専門事項の相談等に応じ、企業的な農業法人経営等の確立とその健全な発展に資するとともに消費者等との連携を強化し、あわせて担い手育成や新しい農業へのチャレンジ等地域における農業づくりを率先して進め、もって農業法人等農業経営者の地位の向上と農業・農村の発展に期することを目的とする。

第4条 (事業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う

- (1) 農業法人等および農業と連携する関連産業に関する経営情報の収集および提供ならびに調査および研究に関する事業
- (2) 調査および研究を踏まえた農業経営戦略等に係る提言に関する事業
- (3) 道民に対する情報提供および普及啓発に関する事業
- (4) 農業法人化に向けての研修会等の開催に関する事業
- (5) 他産業や北海道・北海道内の市町村、試験研究機関等との産官学連携に関する事業
- (6) 農業法人等の人材確保および育成に関する事業
- (7) 農業従事者の労働環境に関する事業
- (8) 国際協力事業に関する事業
- (9) 食料、産業等への投資育成業務に関する事業
- (10) 食育推進事業に関する事業
- (11) 農畜産物等の卸売りおよび小売りの推進に関する事業
- (12) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 (会員の資格)

当法人の会員は次の者で構成する。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した北海道内に住所を有する個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

2. 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

第6条 (入会および異動)

当法人に入会しようとする者は、理事会の定めるところにより加入の申し込みをし、その承認を経なければならない。

2. 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前項と同様に、その届出をしなければならない。

第7条 (任意退会)

会員で退会しようとする者は、当法人に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、会長は、第10条第1項(会員の制裁)の審議にかかっている会員からの退会届の受理を保留し、同条項に基づく処分を行うことができる。

第8条 (会費)

当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、当法人所定の会費および負担金を支払う義務を負う。

2. 会費および負担金の額ならびにその徴収方法は、別に定める会員会費・運営規程による。

第9条 (会員の本務)

会員は農業生産者としての倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2. 会員は当法人の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

第10条 (会員の制裁)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会長は、当該会員に対して処分をすることができる。

- (1) 当法人の定款または規則に違反し、または当法人の秩序を著しく乱したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、制裁をすべき正当な理由があるとき
2. 前項の制裁は、戒告または除名とする。
3. 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。
4. 除名は、会員総会の決議を経て行う。
5. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員総会の1週間前までに当該会員に通知し、かつ会員総会で弁明の機会を与えなければならない。

第11条 (会員資格の喪失)

会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を4年以上履行しなかったとき
- (2) 会員が任意退会したとき
- (3) 個人会員が死亡または団体会員が解散したとき
- (4) 第10条(会員の制裁)の規定に基づく除名処分を受けたとき

第4章 会員総会

第12条 (構成)

会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の会員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

第13条 (権限)

会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事および監事の選任または解任
 - (3) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 事業の全部または一部の譲渡
 - (6) 解散および残余財産の処分
 - (7) 理事会が付議した事項
 - (8) 業務執行理事の報酬額
 - (9) その他会員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
2. 会員総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。
 - (1) 第43条第1項に定める事業計画書、収支予算書等
 - (2) 第44条第1項に定める事業報告
 - (3) その他必要な会務報告

第14条 (開催)

会員総会は、定時会員総会および臨時会員総会の2種とする。

2. 定時会員総会は、毎年度2月に1回開催する。ただし、時宜により事業年度終了後3か月以内の日に開催することができる。
3. 臨時会員総会は必要がある場合に開催する。
4. 会員総会を招集するには、会議の目的である事項、日時および場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の2週間前までに会員に発しなければならない。

第15条 (招集)

会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 前項の規定にかかわらず、すべての会員の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、会員総会の目的である事項および招集の理由を示して、臨時会員総会の招集を請求することができる。
3. 会長は、前項の請求があった日から6週間以内に臨時会員総会を開催しなければならない。

第16条 (議長)

会員総会の議長は、出席正会員の中から互選で選ぶ。

第17条 (議長の職務)

会員総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

第18条 （議決権）

会員総会における議決権は正会員 1 名につき 1 個とする。

第19条 （決議の方法）

会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 事業の全部または一部の譲渡
 - (6) その他法令で定められた事項
3. 会員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を前 2 項までの出席した正会員の議決権の数に算入する。

第20条 （会員総会への出席発言）

役員は、会員総会に出席して、正会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が会員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りでない。

第21条 （議事録）

会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長および会長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

第22条 （役員の設定および選任）

当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 25 名以内
 - (2) 監事 3 名以内
2. 理事および監事は、会員総会の決議によって選任する。
 3. 理事のうち会長 1 名を置き、会長をもって法人法上の代表理事とし、理事会の決議により選定する。
 4. 理事のうち副会長、専務理事および常務理事を若干名置くことができ、理事会の決議により選定する。
 5. 専務理事および常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

第23条 （役員の前欠の選任）

理事または監事が任期途中で退任したときは、前欠の選任を行うものとする。

2. 前項により選任された理事または監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第24条 (役員等の解任)

理事および監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

第25条 (理事の職務および権限)

理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
3. 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、理事会において後任の会長が選定されるまでの間、あらかじめ理事会の決議により定めた順序により、会長の職務(当法人を代表するものを除く)を代行する。
4. 会長および業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第26条 (監事の職務および権限)

監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなければならない。

2. 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、または当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第27条 (役員等の親族等割合の制限)

本会の理事のうちには、理事のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

2. 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)および本会の使用人が含まれてはならない。また、監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第28条 (役員等の任期)

理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2. 理事または監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

第29条 (役員等の報酬等)

理事および監事は無報酬とする。ただし、業務執行理事に対しては報酬を支給することができる。

2. 理事および監事には費用を弁償することができる。
3. 第1項で支給する報酬は、会員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額とする。

第30条 (役員等の責任免除)

当法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事または監事(理事または監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

第31条 (構成および招集)

当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成し、会長が招集する。
3. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
4. 理事会は、決議について特別の利害関係を有しない理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。
5. 会長以外の理事から会議の目的である事項をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
6. 会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の業務執行理事がこれに代わるものとする。

第32条 (権限)

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長および業務執行理事の選定および解職
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分および譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任および解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
3. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。
4. 会長が欠けたときは、理事会は、すみやかに後任の会長を選定する。

第33条 (決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第34条 (理事会への報告の省略)

理事または監事が理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の報告については、この限りでない。

第35条 (議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門部会および地域支部

第36条 （専門部会および地域支部）

当法人の事業を推進するために必要があるときは、部会および地域支部を設置することができる。

2. 部会および地域支部の構成および運営に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 基金

第37条 （基金の募集）

当法人は、会員または第三者に対し、法人法第 131 条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

第38条 （基金の取扱い）

基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理および基金の返還等の取扱いについては、理事会の決定により別に定める。

第39条 （基金の拠出者の権利）

拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

第40条 （基金の返還の手続き）

基金拠出者に返還する基金の総額について定時会員総会の決議に基づき、法人法第 141 条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第9章 資産および会計

第41条 （当法人の経費）

当法人の経費は、会費、負担金、その他の収入金をもって充当する。

第42条 （事業年度）

当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

第43条 （事業計画および収支予算）

会長は、事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類は、理事会の承認を経た後、会員総会に報告するものとする。
3. 第 1 項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

第44条 (事業報告および決算)

当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時会員総会にその内容を報告し、第3号および第4号の書類については、定時会員総会の承認を受けなければならない。
 3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 4. 貸借対照表は、第2項の定時会員総会終了後遅滞なく、公告しなければならない。

第45条 (剰余金の分配の禁止)

当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第46条 (財産の管理責任)

当法人の財産は、会長が管理する。

第10章 定款の変更および解散

第47条 (定款の変更)

この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

第48条 (解散)

当法人は、会員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

第11章 雑則

第49条 (残余財産の帰属)

当法人が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は会員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体または公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第50条 (定款施行細則)

定款の施行に関して必要な事項は、会員総会の決議を経て、別に細則で定める。

第51条 (公告)

当法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲示する方法により行う。

第52条 (委任)

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

第53条 (最初の事業年度)

当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から令和2年12月31日までとする。

第54条 (設立時社員の氏名および住所)

設立時社員の氏名および住所は次のとおりである。

- (1) 北海道有珠郡壮瞥町字幸内 124 番地 3
設立時社員 南 和孝
- (2) 北海道野付郡別海町泉川 57 番地の 11
設立時社員 島崎 美昭
- (3) 北海道河東郡上士幌町字居辺東 6 線 276 番地
設立時社員 小椋 幸男
- (4) 北海道石狩郡新篠津村第 36 線南 42 番地
設立時社員 大塚 早苗
- (5) 北海道深川市一已町字一已 8546 番地
設立時社員 村澤 克巳
- (6) 札幌市清田区美しが丘 5 条 5 丁目 1 番 23 号
設立時社員 大西 智樹

第55条 (法令の準拠)

この定款に規定のない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

以上、当法人の現行定款に相違ない。

令和 年 月 日

札幌市中央区北2条西2丁目4
一般社団法人北海道農業法人協会
代表理事 南 和孝

サポータークラブ会員より

北海道銀行では、専門部署「アグリビジネス推進室」を設置し、農業経営や金融アドバイス、6次産業化や付加価値づくりの支援、異業種の農業参入支援等、農業分野・食関連分野に関する様々なサポートを行います。



北海道銀行



お問い合わせ先

株式会社 北海道銀行 アグリビジネス推進室

TEL: 011-233-1066 FAX: 011-231-6998

農業・食産業の持続的発展、地域活性化を支援

北洋銀行は、農業・食産業の
持続的発展、地域活性化に向け



北洋銀行



多様な課題の解決に取り組み、
あす
北海道の明日をきりひらきます

お問い合わせ先：地域産業支援部
札幌市中央区大通西3丁目7番地
電話 (011) 261-1321 FAX (011) 261-1356

AGRIDOC[®]

アグリドック[®]

【HAL財団専用銘柄】

品名	形状	N	P	K	備考
HAL有機741	ペレット	7	4	1	有機由来窒素100%含有
HAL有機825	ペレット	8	12	5	有機由来窒素50%含有

【お奨めの有機資材】

品名	形状	N	P	K	備考
ADオーガニック662	ペレット	6	6	2	有機JAS適合資材
地拘有機エキス	液肥	3	1	1	有機JAS適合資材
粒状かきエース	粒状	アルカリ46%			粒状カキガラ
かきエースフミン	粒状	アルカリ41%			カキガラ+腐植酸10%
サニーオイスター	粒状	アルカリ44%			カキガラ+地拘有機エキス5%

【お問合せ先】(株)アグリドック

〒102-0073

東京都千代田区九段北 1-8-10

住友不動産ビル 15F

TEL 03-5216-6620 FAX 03-5216-6626

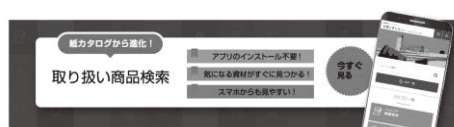
サングリン太陽園は、
生産資材の供給、無人航空機の利活用サポートで
北海道農業への貢献を目指しています。



これからも「北海道農業のために」。

●●● SUNGREEN

ホームページに商品検索機能を追加



豊富な商品画像や紹介動画も掲載し、
検索性・視認性を向上させました。
直感的な操作で
商品をお探しいただけます。



スマート農業体(SAC)の
事務局を務めています



北海道農業のさらなる活性化、
スマート農業の現場実装に向け、
さまざまな取り組みに
挑戦しています。

会員募集中





吸収されやすい

ケイ酸・苦土・鉄

主 要 成 分	く溶性苦土 25%
	内水溶性苦土 3%
	ケイ酸35% 鉄5%
	その他:微量要素等

蛇紋岩 ケイ酸・苦土・鉄

ミネラル肥料

マインマグC

お問い合わせ



フラノ事業所 北海道富良野市山部東町4番1号 TEL0167-42-2231



たまねぎ
灰色腐敗病



にんじん
黒葉枯病

たまねぎ、にんじん、やまのいも、アスパラガスの 病害防除に!

ベルコート[®]

フロアブル



アスパラガス
斑点病

日曹の農業
収穫開始
7日前まで

やまのいも
青かび病



日本曹達株式会社 札幌営業所

〒060-0001 札幌市中央区北一条西4-1-2 TEL.(011) 241-5581

北海道日紅株式会社



肥料、農薬、農業生産資材の販売

北海道内6拠点

URL <http://www.hokkaido-nikko.co.jp/>

本社/帯広支店	〒082-0005	河西郡芽室町東芽室基線6番地162	TEL 0155-65-5015	FAX 0155-65-5016
旭川支店	〒071-8154	旭川市東鷹栖4線10号4番16	TEL 0166-57-1821	FAX 0166-57-1825
美幌支店	〒092-0027	網走郡美幌町字稲美225番14	TEL 0152-72-2977	FAX 0152-72-2988
余市支店	〒046-0003	余市郡余市町黒川町5丁目16番地	TEL 0135-22-2531	FAX 0135-23-5655
美唄駐在所	〒072-0007	美唄市東6条北9丁目2番8号	TEL 0126-64-2247	FAX 0126-64-2245
常呂駐在所	〒093-0210	北見市常呂町字常呂576番地11	TEL 0152-54-1240	FAX 0152-54-1245

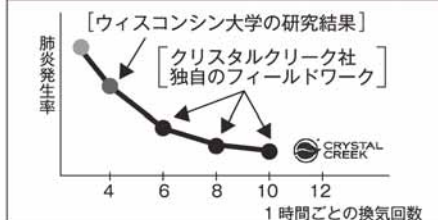


仔牛の肺炎にお困りの方へ/
「24時間365日」哺育舎環境を全自動で最適化
FLAP DUCT[®] (フラップダクト)

特に冬場の疾病予防に効果を発揮

- 温度センサーとサーモスタットで風量や風速を自動制御
- 飼養形態問わず、仔牛のいるゾーンに新鮮な空気が届く
- リーズナブルなイニシャル・ランニングコスト

換気回数を増やすほど、肺炎リスクは低減



FLAP DUCT[®] (フラップダクト)



まずはお問合せ!



【お問合せ】 菱中産業株式会社 〒080-2464 帯広市西24条北1丁目3番28号 TEL:0155-37-2217 www.greenlight.jp



Ambitious Partners
アンビシャス・パートナーズ

北海道農業の発展に
貢献する税理士

森下 浩

Morishita Hiroshi

認定経営革新等支援機関

税理士法人アンビシャス・パートナーズ 代表社員

ラ・ファーム農業経営パートナーズ(株) 代表取締役

〒004-0004 北海道札幌市厚別区厚別東4条4丁目9-1

TEL : 011-398-4736 FAX : 011-398-4738



税理士法人アンビシャス・パートナーズは税務・会計を中心に、農業経営をトータル的にサポートします。

確定申告・税務相談、農業法人設立相談、相続・事業承継相談、各種セミナー、喜んで承ります。

6次産業化のご相談もお受けしております(6次産業化サポートセンター企画推進員)。

どうぞお気軽にお問い合わせください。

TEL:011-398-4736

✉ : info-ambitious@tkcnf.or.jp

http://agri-ambitious.tkcncf.com/

JAバンク 北海道

農業法人さまの課題やニーズに応じた提案を行い、北海道農業をサポートします！



©よりぞう

経営分析

商談会

農業経営フォーラム・セミナー

その他

融資

ファンド

労務・税務相談

ビジネスマッチング

詳しくは、お近くのJA窓口、またはJA北海道信連農業融資部(011-232-6027)までお問い合わせください。

安心・安全な農産物の生産を
応援します!!



KHT
KoHATA Inc

株式会社

コハタ

本社 〒079-8555 旭川市永山2条3丁目2-16 TEL(0166)48-0136

ドローン
で水稲除草剤まくなら、



軽い!
簡単!
効率的!

- ・10aあたり250g散布なので一度にたくさん積載可能
- ・バッテリーの消耗も低減
- ・飛行経路やムラまきを気にせず散布できます
- ・大粒なので散布状況が見やすく畔からの補正散布も楽々

豆つぶ[®]

でしょ!

今年の
おススメ!

エンペラー

豆つぶ250



※豆つぶ除草剤はこのほかにも多種取り揃えております。

クマイ化学工業株式会社 札幌支店 〒060-0001 札幌市中央区北1条西4丁目2番地2 TEL:011(241)6464 FAX:011(221)6492

与那国原産 天然化石サンゴ 豊富で良質なカルシウム・ミネラル

カビ毒吸着 特許第4295761号

堆肥等と使うと見たことのない結果が！

ウルカル飼料

どなんん肥料

ミネラルの力で根本から変えるお手伝い！

(有)北海道コーラル

TEL:0155-33-0564
FAX:0155-33-0574



共栄火災は農業の発展を
全力で応援します。



農業にはさまざまな
賠償リスクが潜んでいます

農業経営のさまざまな場面における
リスクへの備えをご相談ください！



北海道農業法人協会
サポータークラブ会員

★損害保険による「事業リスク対策」をご提案！
〈お問合せ先〉
共栄火災海上保険(株) 北海道支店
TEL 011-221-9159 窓口 JAチャネル推進スタッフ

驚異の生菌パワー

家畜用乳酸菌(リキッドタイプ)

バイオパワーDX(BPDX)

免疫力アップ!!乳量アップ!!乳質改善!!

10ℓ入 20,000円+税

製造元 株式会社安藤通商

特約店 有限会社江別ヤマト種苗

TEL:011-385-2337

乳酸菌のちから

「こめ専科」10ℓ5ha分

反当り200ccの乳酸菌50倍液を水口より流し込むだけ!!

反当り660円のコストで収量アップ!! 食味アップ!!

10ℓ入 40,000円+税

乳酸菌のA剤と赤菌のB剤のダブル効果で
健康でおいしい野菜づくりに!!

「やさい専科」

A剤+B剤 2ℓセット 25,000円+税

A剤+B剤 10ℓセット 120,000円+税

株式会社 ワイザー総研

代表取締役 須川 清一

技術士【農業部門(農村地域計画)・総合技術監理部門(農業部門)】

MBA【経営管理修士】、経営士【経営部門】

酪農学園大学非常勤講師

〒063-0814 札幌市西区琴似4条1丁目1番15-910

TEL 011-614-0605 FAX 011-614-0605

E-mail wisersugawa@gmail.com

<https://wisersoken.com/>

代表 ☎ 090-8635-3495

“フードビジネスコンサルタント”

☆コロナを踏まえて戦略的な事業展開をサポート

☆経営(診断・分析・戦略・計画・改善)

☆6次産業化の経験豊富

☆コンサルティングモットー

・顧客満足を第一に考える

・成果を得るべき基本的な取組を着実に進める

・ともに考え計画し、実行をサポートする

SucSeed

持続可能な農業をデザインする

サクシード株式会社
<https://www.sucseed.co.jp>



GLOBAL G.A.P.

日建11型モジュールメッシュコンテナ

- 11型パレットにピッタリ6廻し
- 段ボールと異なり、組立簡単で作業性良好
- 全コンテナに RFID タグを搭載

日建レンタルコンテナなら、
豊富な在庫で、必要な量に、いつでも対応！



※有効内寸：521×339×210

MC3611



※有効内寸：521×339×301

MC5311

野菜全般に
対応！



日建リース工業株式会社

〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8

住友水道橋ビル3階

農産事業本部 農産部

TEL:03(6739)7039 FAX:03(3293)6505

E-mail:agri.aqua@nrg.co.jp

農



今年のお米、
JAグループへ！



北海道を米どころ日本一へ。

北海道農業を応援します！

日本の食を支える農業者の皆様を融資や多様な経営支援サービスにより応援します。

詳しくはお近くの道内各支店農林水産事業までご相談ください。

支店	所管地域	所在地（お問い合わせ先）
札幌支店	空知・石狩・後志・胆振・日高・渡島・檜山 上川・留萌・宗谷	札幌市中央区北1条西2-2-2 北海道経済センタービル4階 フリーコール 0120-911-486
北見支店	オホーツク	北見市幸町1-2-22 フリーコール 0120-926-474
帯広支店	十勝・釧路・根室	帯広市大通南9-4 帯広大通ビル3階 フリーコール 0120-926-472



日本政策金融公庫

